

会議要旨録

会議名称	第9期・第4回米沢市介護保険運営協議会		
開催日時	令和7年9月17日(水) 13:30~14:30		
開催場所	置賜総合文化センター 2階 203研修室		
出席者	委員区分	氏名	所属団体等
	1号委員	田中 雄二	米沢市医師会 理事
	1号委員	丸山 憲嗣	社会福祉法人米沢弘和会 総務部長
	1号委員 (副会長)	渡部 宏一	米沢市歯科医師会 会長
	2号委員	岡崎 正	米沢市民生委員児童委員連合協議会 副会長
	2号委員	多田 智美	米沢市地域包括支援センター連絡会 会長
	2号委員	鈴木 ひろ子	米沢市社会福祉協議会 権利擁護課 主任
	2号委員	長沼 勇作	米沢市介護支援専門員連絡協議会 会長
	2号委員	後藤 健一	米沢市コミュニティセンター館長会
	3号委員	五十嵐 勝	被保険者代表
	3号委員	木村 典子	被保険者代表
	3号委員	情野 薫	被保険者代表
欠席者	1号委員 (会長)	加藤 守匡	米沢栄養大学 教授
	2号委員	草刈 美紀	米沢市ボランティア連絡協議会 会長
	2号委員	齊藤 麗子	米沢市シニアクラブ連合会 女性部代表
	2号委員	菅井 晃子	山形県置賜総合支庁地域保健福祉課 地域福祉専門員
事務局出席者	健康福祉部長、税務課長補佐、納税課長補佐、保険年金課長、社会福祉課長、健康課長、高齢福祉課長、高齢福祉課長補佐、高齢福祉課介護認定給付主査、高齢福祉課事業管理主査、高齢福祉課事業管理担当主事		
傍聴者	0人		
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 報告 (1) 介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業)所の指定等について 4 協議 (1) 居宅介護支援等の廃止及び新規指定申請について (2) その他 5 その他 6 閉会		
会議内容			
1 開会	司会より、会長を含む4人の委員が欠席であり、会長欠席のため、米沢市介護保険運営協議会条例第6条により副会長が議長を務めることが報告された。		

2 副会長あいさつ

「皆さん、こんにちは。お疲れ様です。
お暑い中御参加いただきまして、ありがとうございます。
今お話ありましたように会長欠席ということで、副会長の私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。
いつもより少なめの配付資料のようですが、慎重審議よろしくお願ひいたします。」

規定により、今回は副会長が会議の議長となることから、ここからの進行は副会長に引き継ぐ。

なお、本会議の定足数は規定要件を満たしているため、本協議会は成立した。
また、本日の会議及び会議録について非公開とすべき案件はないとの事務局から報告がある。

3 報告

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）所の指定等について
事務局から説明があり、質疑なく事務局の提案のとおり承認された。

4 協議

(1) 居宅介護支援等の廃止及び新規指定申請について
事務局から説明があり、事務局の提案のとおり承認された。
主な質疑は以下のとおり。

【委員】

事業譲渡先の社会福祉法人の所在地が茨城県ということだが、こういった例はたくさん出てきても構わないのか。

【事務局】

今回、花の里の法人が変更になる理由は事業譲渡によるものである。譲り受ける法人の所在地の都道府県については、特に制限等はない。特別養護老人ホームについては、社会福祉法人による設置が法律で定められていて、社会福祉法人が譲渡先となった。

【委員】

事業所の新規、休止、廃止といった報告が頻回にあることから、市民の方への情報提供の方法について質問する。

最近、高齢者の方もインターネットで検索して情報を得ている方もいると思うが、まだまだインターネットを使いこなせていらない方が、高齢者やその御家族の方でもいる。こういった方々への介護事業者の情報の発信について、どのように行っているのかお聞きしたい。

【事務局】

現在の情報発信としては、事業所名をホームページに載せている。また、すこやか介護保険という事業所や医療機関等が載った冊子もお配りしている。ただ、1年に1度しか作っていないことから、新規指定や廃止があってもすぐに情報を反映できないところが課題であると捉えている。来年度に向けては、これから予算要求もあることから、新しい情報が必要とする方に発信できるように検討していきたい。

【委員】

紙での告知に関しては、制限があると思うが、ホームページはどのくらいの頻度で更新をしているのか。

【事務局】

ホームページについては、廃止や新規指定など、事業所数に変更があった場合は、速やかに変更を加えるようにしている。

【委員】

花の里の事業譲渡に関して、通所型サービスだけが廃止になる理由としては、利用者が少ないので、それとも事業所側の体制が整っていないことが問題なのか。

【事務局】

休止理由は人員配置が難しいとのこと。今回法人が変わる中でも再開の体制が整っていないことから、廃止の手続きのみをとらせていただいたところである。

【委員】

今までのこの会議の中でも、廃止、休止の事業所が多く報告され、そのほとんどが人員確保が難しいという理由だった。資料を見たときに廃止、休止となる事業者が過去5年間で相当数出ており、どの法人も人員体制が基準を辛うじて充足しているところである。職員の数は、5年前から比べれば、厳しい状況である。新卒の職員の確保もなかなか厳しい中で、この資料の中には施設数しか書いていなかったが、廃止、休止に結びつく理由として多いのはやはり職員数だと思う。

米沢市としても、様々な施設がある中で人員状況等が厳しい状況を把握した上で今後の計画や施策を考えていかなければ、さらにこの先5年間、廃止、休止が増えていく。そうなる前に様々なところで検討することになるのではないか。今回事業所数というデータが示されたため、意見させていただいた。

【事務局】

委員の御意見、確かにおっしゃるとおりである。この会議の中で、これまで意見が上がっていたところである。介護人材の確保については、介護福祉の分野は喫緊の課題である。将来の介護人材になりうる中学生、高校生に向けた情報発信に今年度は取り組

んでいるため、そういった取組みを、皆さんの御意見を伺いながら今後も進めていきたい。

【委員】

事業譲渡先の法人の審査基準について質問する。設備基準が変わらないことから現地確認は省略したとあるが、運営法人が変わる際には、運営方針は審査基準に入っているのか。決められた人数が配置されていればいいということか。

【事務局】

こちらの方で確認できることは、人員基準や設備基準、処分歴といった情報である。また、事業譲渡に際して、法人の代表どうしで話し合いの時間を十分に設けたと聞いています。

【委員】

新しい法人に移り変わるときの審査の基準について、現地確認が必要ない場合とある場合について定めた規定等はあるか。

【事務局】

花の里については、特別養護老人ホームもあり、そちらの方は県の方で基準や現地確認がされている。今回は、県指定のサービスの基準と市指定のサービスの基準が共通していたことから、県による確認を優先している。

【委員】

基準についてはわかったが、茨城県ということで、もし何かあったときの対応がどうなるのか気にかかった。また、現地確認等よりも、この社会福祉法人の方との面談はなかったのか気になった次第である。

【事務局】

審査については、今担当の方で申し上げた基準についての審査を行っている。また、今回は法人が変わることから、法人の理事長にもお越しいただき、審査とは別に面談をさせていただいており、その中で今後の運営方針等についてはお聞きしている。新法人では、旧法人のこれまでの経営方針等を引継ぎながら、地元に根差した運営にあたっていきたいということである。

(2) その他

副会長から上記の他に協議事項等があるか確認し、何もないことを確認した。

事務局から、老人福祉法第11条第1項第1号または第2号に定められている養護老人ホームへの措置入所に係る扶養義務者から徴収する費用の見直しについて、未だ市の方針が定められていないことから、今後県内の他市町村の状況を踏まえて検討していくこと、その上で、委員に意見を伺うことについて協力をお願いした。

また、事務局から、市のアルツハイマー月間に係る取組みを紹介するチラシについての説明があり、委員からも情報発信していただくよう依頼した。

最後に、事務局から広報の特集記事に係る説明を行った。9月広報の特集記事を基に作成した福祉の仕事の魅力発信に関するチラシについて、将来の介護人材確保のため、市内の中学校6校と高校5校の方に掲示の依頼をした。加えて、チラシの二次元コードを読み込むことで見られる動画の撮影に委員や成島園地域包括支援センターの職員が協力したことも説明し、感謝の言葉を述べた。

主な質疑は以下のとおり。

【委員】

以前の会議の後に、認知症サポーターキャラバンメイトの資格を持っているので、認知症サポーター養成講座を開けるので協力したいと話をさせてもらった。

その時、一番直近であったのがスターバックスでのおれんじ喫茶で、私も参加した。そこに来た担当者から、毎回同じ方しか参加しないと聞いた。もっと広げていかないといけない。周知されていないのが気になる。広報で読んでもらえるが、インターネットでの配信、QRコードでの配信、若い方にも知ってもらいたい。

講座の方に参加させていただきたいと話したが、歯科衛生士なので、歯科衛生士会に入つてからと言われた。それから全く連絡がない。協力したいという市民の方にもっと柔軟に対応していただきたい、いろんな方がこういうことに参加できるようにしていただきたい。

【事務局】

担当が不在のため、講師について、確認して連絡を差し上げる。

【委員】

おれんじ喫茶に関して意見する。毎回同じ人たちが参加することだが、日時について、平日の午前中では参加できない方がいらっしゃると思うので、土曜日、日曜日の開催を増やす等、日程の検討もしていただきたい。

【事務局】

日程についても、多くの方に参加していただきたいので、事業所の方と日程の設定について調整させていただく。

【委員】

コミセンの方にも毎月おれんじ喫茶の案内が来ている。コミセンから各町内の方にも

案内を回している。前から案内しているが、私も体感として毎回同じような方がいらっしゃっているように思っていた。私もコミセンとして何かできることをしたいと思っていたが、そのような状況であることをお聞きして、わざわざ案内を出していただいているのに苦労されているのだと感じた。一方で、中には新たに興味を持った方が1～2人参加しているということも把握している。

【事務局】

認知症サポーター養成講座やおれんじ喫茶を各コミセン、地域の公民館等で開催する際は、コミセンを通した情報発信に引き続き御協力をお願いしたい。情報発信につきましては、様々な媒体がありますので、それらを活用しながら情報発信に努めていく。

最後に、事務局から10/4開催の認知症フォーラムについて周知した。

6 閉会